

平成30年 1月26日  
(2018年)

伊丹市長  
藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 山 下 淳

答 申

平成29年3月5日付け伊総総総第886号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり  
答申します。

記

平成28年11月17日付で公文書公開請求があり、平成28年12月1日付で公開決定及び  
公文書不存在決定を行った「自衛官募集適齢者情報の提供について（伊市ま相第176号）」の処  
分に関する審査請求（事件番号 伊総総総第765号）に関する諮問

諮問番号：平成 28 年度諮問第 2 号

答申番号：平成 29 年度答申第 3 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

- 1 伊丹市長（以下、「処分庁」という。）が行った「自衛官募集適齢者情報の提供について」に係る平成 28 年 12 月 1 日付けで不存在とした決定を取消し、別表 2 に示す公文書について、改めて不存在決定を行うべきである。
- 2 処分庁が行った「自衛官募集適齢者情報の提供について」に係る平成 28 年 12 月 1 日付けで行った公開決定を取消し、別表 1 及び別表 3 に示す公文書について、改めて公開決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書公開請求の内容

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づき、平成 28 年 11 月 17 日付けで「住民基本台帳の個人情報を抽出して自衛隊に提供したことに関する、①提供許可の決裁文書、②その他関係文書（個人情報リスト自体は除く）の平成 22 年度から現在まで」に係る公文書公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

#### 2 処分庁の決定

処分庁は、本件請求に係る公文書を特定し、平成 28 年 12 月 1 日付けで、平成 25 年度の公文書は紛失により確認できなかったことを理由として、公文書不存在決定処分（以下、「本件処分 1」という。）を行い、「平成 23 年度から現在までのもの（平成 25 年度を除く）」について公文書公開決定処分（以下、「本件処分 2」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 1 月 5 日付けで本件処分 1 及び本件処分 2 を不服として、本件処分 1 に対しては、「公文書不存在決定を取消し、公開決定することを求める。」、本件処分 2 に対しては、「公開決定を適法な決定にすることを求める。」として、処分庁に対して審査請求を行った。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 本件処分1に係る審査請求人の主張の要旨

- ア 公文書不存在決定通知書の内容欄に文書の内容が記載されておらず、不適法である。
- イ 公文書不存在決定通知書の文書件名が具体性を欠き不適法である。
- ウ 公文書不存在決定通知書の公文書を保有していない理由が不適法あるいは不適切である。

「平成25年度分については、紛失により確認出来なかったため。」との記載があるが、公文書の一部が存在している旨、処分庁が主張しており、この主張に基づけば、不実の記載となっており、不適法である。個人情報保護の観点から特に重要な公文書であり、不用意に紛失することはあり得ず、よって、悪意に隠蔽・破棄した可能性も否定し得ない。

##### (2) 本件処分2に係る審査請求人の主張の要旨

- ア 公開決定通知書の内容欄に文書の内容が記載されておらず、不適法である。
- イ 公開決定通知書の文書件名が具体性を欠き不適法である。
- ウ 公開決定であることが不適法である。

公開請求範囲に対し、一部年度分しか公開されていないため公開決定ではない。部分公開決定として、上記公文書不存在決定を包含する（すなわち平成25年度分等を非開示とする）決定がなされるべきであり違法である。また、年度ごとに存否がまちまちであり、公開されるべき公文書がその一部しか公開されていない。

- エ 公開決定通知書の作成方法が不適切である。

公開決定通知書が作成された後、法令に基づかない追記は不法な行為であり、文書の内容の記載としては、不適切な内容である。

- オ 審査会による調査・審議、重要事項に係る意見の提示が不可欠である。

#### 2 処分庁の主張

##### (1) 本件処分1に係る審査請求に対する処分庁の主張の要旨

- ア 上記、審査請求人の主張（1）ア及びイは認める。
- イ 上記、審査請求人の主張（1）ウについては、保存年限内の文書の紛失は伊丹市文書取扱規則第26条（文書の収蔵）に明確に違反している不適切な事務処理である。本件処分1として、不存在決定処分を行ったものの、不存在決定通知の内容が不十分であったため、請求者に市への不信感を持たせる結果となった。紛失の経緯については、平成26年度の定期監査で、平成25年度の起案文書の作成が、文書公開システムによらない起案となっていたことが指摘されたため、起案文書の再作成を行うという通常でない作業を行った際に担当者が誤って公文書を紛失した可能性が考えられるが確認できない状態にあるため、審査請求人が主張する「不用意に紛失することはあり得ない状況である。」のみ否認する。

(2) 本件処分2に係る審査請求に対する処分庁の主張の要旨

ア 審査請求人の主張(2)ア及びイは認める。

イ 審査請求人の主張(2)ウについては、公文書公開請求書に記載された公文書を特定する際、①提供許可の決裁文書を決裁文書本体として、また、②その他関係文書(個人情報リスト自体は除く)を決裁と一体として保存されている文書として公文書を特定し、本件請求内容から想定される範囲の公文書について、存在する全ての公文書を公開した。この決定処分は適法であり、審査請求人が主張する「部分公開決定として、上記公文書不存決定を包含する(すなわち平成25年度分等を非開示とする)決定がなされるべきであり。」のみ否認する。

ウ 審査請求人の主張(2)エは認める。

エ 審査請求人の主張(2)オについては認否の限りでない。

3 審査請求人の反論書における主張

(1) 本件処分1に係る反論書における審査請求人の主張の要旨

処分庁の主張は、公文書においてすら整合性を有しておらず、悪意による虚偽記載ならびに提供事実の隠蔽工作が散見される惨状である。本件審査請求における処分庁の主張は、証拠に基づくものでかつ証拠間に矛盾がない場合を除き、信用に値しない。よって、証拠に基づかず、平成25年度の起案書を誤って紛失したとする主張(前提となる当該文書が作成されたとの主張)も事実と認定することはできない。文書公開システムによる文書再作成が行われたと主張している以上、当該文書が現存し、公開されていなければならないが、公開されていない。存否も不明である。主張と事実が整合していない。そもそも、平成25年度時点で、平成25年度分の起案書が作成されていない可能性が高いと考えられる。

(2) 本件処分2に係る反論書における審査請求人の主張の要旨

請求に係る文書範囲を明示した上で、どの文書が欠落しているかを示して、一件の部分公開決定を行うことが合理的である。また、不存決定をなした平成25年度分についても、自衛隊提供依頼書が存在しているのであるから、年度単位で不存決定したことは誤りである。情報公開に係る処分に当たっては、処分庁の情報提供等を経て、請求人と処分庁間で請求範囲の確認(具体化)が行なわれた後、「公開対象文書(群)」を特定し、当該文書の公開是非を決定するものである。よって処分には、特定された「請求対象文書(群)」の明示と「公開/非公開」の決定内容の明示が必要であるが、この点が不備である。

#### 第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年 3月15日	諮問の受理
平成29年 3月31日	第1回審議
平成29年 4月27日	処分庁から事情聴取、第2回審議
平成29年 6月 1日	第3回審議
平成29年 7月13日	第4回審議
平成29年 8月 3日	第5回審議
平成29年 9月 1日	審査請求人からの口頭意見陳述、第6回審議
平成29年10月12日	第7回審議
平成29年11月 8日	第8回審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 争点

本件審査請求に係る争点は、本件処分1及び本件処分2により処分庁が行った、住民基本台帳から個人情報抽出して自衛隊に提供したことに関する①提供許可の決裁文書、②その他関係文書（平成22年度から平成28年度まで）に係る公文書の範囲及びその公文書の存否である。当審査会は、次のとおり判断する。

##### 2 本件対象公文書の特定について

(1) 本件処分1については、公文書不存在決定通知書において、公文書の件名欄には「自衛官募集適齢者情報の提供について」と記載され、公文書の内容欄には「平成25年度分」とだけ記載されるにとどまる。本件処分2については、公開決定通知書において、公文書の件名欄には「自衛官募集適齢者情報の提供について」と記載され、公文書の内容欄には「平成23年度から現在までのもの（平成25年度を除く）」と記載されるにとどまる。

本件処分1及び本件処分2の二つの決定通知書からは、いかなる範囲の公文書が特定され、そのうえでいかなる公文書が公開されるのか、あるいはいかなる公文書が存在しないかが明らかではない。よって、本件処分1に係る審査請求人の主張の要旨ア及びイ並びに本件処分2に係る審査請求人の主張の要旨ア及びイのとおり審査請求人の主張は妥当であり、処分庁も自認するところである。

(2) 処分庁は、本件請求の対象として特定した公文書名を明示する等を行ったうえで、改めて公開決定をやり直すべきであると判断する。

##### 3 市における事務処理の過程

(1) 処分庁の説明によれば、平成23年度以降、自衛隊への自衛官募集適齢者情報（以下、「適齢者情報」という。）の提供は、次のような事務処理の流れにより行われている。

ア 処分庁に対し、自衛隊兵庫地方協力本部長名で、適齢者情報の提供について文書で依頼がある。

イ 処分庁において依頼文書を収受し「文書登録票」を作成するとともに、電子媒体で対象者情報を提供すること、及び電子データの作成を基幹システム担当課（以下、「情報管理課」という。）に依頼する決裁行為を行い、適齢者情報のデータ抽出作業を情報管理課に依頼する。

ウ 新規にデータ処理を行う場合や抽出条件に変更等がある場合は、基幹システムの新規・変更・再処理を「電算処理（新規・変更・措置・再処理）依頼について（様式第1号）」により情報管理課へ依頼する。また、新規（変更）に個人情報を取り扱う場合には、「データ・ファイル使用依頼書（様式第4号）」も併せて情報管理課へ提出する。

なお、平成25年度以降は、情報管理課において一度処理を行ったものについては、抽出年齢等に変更がなければ、既定の処理として基幹システムに登録されているため、「電算作業スケジュール表」により依頼する。

エ データ抽出日の目途が立てば、「自衛隊への回答書」を作成し、自衛隊に送付する。

オ その後、「自衛隊からの受領書」と引き替えに、電子媒体で抽出データを提供する。

(2) 以上のことから、本件請求の対象となり得る公文書の範囲は、「起案用紙（決裁鑑）」、「文書登録票」、「自衛隊からの依頼書」、「電算作業スケジュール表」、「様式第1号」、「様式第4号」、「抽出様式」、「自衛隊への回答書（写し）」、「自衛隊からの受領書」であると考えられる。このことを踏まえて各年度ごとに審査・検討した結果、以下のように判断する。

#### 4 本件処分1の妥当性について

##### (1) 平成25年度について

ア 当審査会が処分庁から事情聴取を行ったところ、平成25年度の公文書については、保存年限内であり保存されているべき公文書である。しかし、決裁文書一式がそもそも見つからなかった。

イ 処分庁に当時の事務処理状況を確認したところ、「データ抽出関係文書が存在し、事務処理を行った形跡があることから決裁行為は行われたものとする。その決裁行為については、文書管理システム導入前の旧来の独自様式にて行い、平成26年度の監査結果報告書に対する改善措置を講ずる際、独自様式の決裁文書を文書公開システムに入力する作業中に、何らかの事務的ミスで当該公文書を紛失した。また、自衛官募集適齢者情報の提供を担当した職員と改善措置を講じた職員が異なり、職員間の引き継ぎ等が適正に行われなかったことにより紛失した。」と主張する。

ウ 処分庁への調査により、次のことが確認された。

##### (ア) 平成25年度当時の事務処理の過程について

- a 平成25年9月27日に、市民相談課から情報管理課へ庁内メールにより抽出条件について修正依頼がなされている。また、情報管理課職員からシステム作業員に「連絡表」にて変更依頼がされている。

- b 平成25年10月25日に、自衛官募集適齢者情報の抽出がされている。
- (イ) 本件審査請求後の処分庁による検索
- a 処分庁は本件審査請求後に、組織共用書類簿冊以外のファイル等も含め、公文書が保管されている可能性がある執務室内や書庫等を改めて検索した。
  - b その結果、「自衛隊からの依頼書（写し）」が、当時の担当者の個人保管資料（私物）の中から発見された。
  - c 「電算作業スケジュール表」が、情報管理課の保管する公文書の中から発見された。
- エ 当審査会で調査したところ、平成25年度を除く平成23年度から平成27年度については、文書公開システムにより起案決裁を行っている形跡が残っている。しかし、平成25年度については、文書公開システムへの登録履歴が無く、平成25年度起案決裁のみ文書管理システム導入前の旧来の独自様式で決裁行為をしたとは考えにくい。
- オ 当審査会としては、第一に、自衛隊からの依頼があり、データ抽出のうえ自衛隊に適齢者情報データを提供したことは事実と推測する。しかし、第二に、そもそも正規の決裁行為による事務処理を行わないで、自衛隊に適齢者情報のデータを提供したのではないかと推測される。
- カ いずれにしても以上のことから、平成25年度については、次のように判断する。
- (ア) 情報管理課の保有する「電算作業スケジュール表」は、処分庁が保有するものではないとはいえ、本件請求に係る実施機関が保有する公文書であることから、公開すべきである。
  - (イ) 「自衛隊からの依頼書」については、その写しが存在する以上、正式なものが存在することは疑いないが、処分庁の可能な限りの検索等によっても発見されない以上、不存在として取り扱わざるを得ない。しかし、この「自衛隊からの依頼書（写し）」は、当時の担当者が手控えとして保存等していたものと考えられ、組織共用文書とはいふことはできないものではあるが、条例の趣旨を鑑みて、特別な対応として公開されるべきであると考ええる。
  - (ウ) 当審査会としては正規の決裁行為が行われたかどうか疑念をもっているが、いずれにしても、正規の事務処理が行われたのであれば、「起案用紙（決裁鑑）」、「自衛隊への回答書（写し）」、「自衛隊からの受領書」は存在し、適切に管理・保存されているべきものであるため、不存在の決定を行うべきである。
  - (エ) なお、平成25年度は抽出対象年代の変更を依頼すべき事情もないことから、「様式第1号」は作成されなかったであろうと推測される。また、平成23年度から開始している自衛官募集適齢者の抽出事務であるため、個人情報を取り扱う新規事務開始時に必要となる「様式第4号」及び「抽出様式」は特に作成の必要がないものであり、平成25年度は作成されなかったであろうと推測される。

## 5 本件処分2の妥当性について

### (1) 平成22年度について

ア 当審査会が処分庁から事情聴取を行ったところ、平成22年度については、「自衛隊からの提供依頼が始まったのは平成23年度からのため公文書は存在しない。」とのことであった。

イ 本件請求に係る公文書の範囲は「平成22年度から現在まで」であり、上記の理由から該当する公文書が存在しないのであれば、不存在決定を行うべきであると判断する。

### (2) 平成23年度について

ア 平成23年度については、「起案用紙（決裁鑑）」、「文書登録票」、「自衛隊からの依頼書」、「様式第4号」、「抽出様式」、「自衛隊への回答書（写し）」、「自衛隊からの受領書」等が公開されている。

イ 処分庁の主張によると、「自衛隊の依頼によるデータ提供を開始した年度であり、抽出年代等の基幹システム改修に係る「様式第1号」、及び個人情報を取り扱う新規事務開始時に必要となる「様式第4号」による依頼が必要となる。」とのことであった。

ウ 「様式第1号」は、審査請求後の処分庁による検索の結果、情報管理課の保管文書から発見された。

エ 「様式第4号」は、本件処分2により公開されている。

オ 自衛隊への提供開始年度であるため、決裁文書一式のなかに「抽出様式」及び「関係法令の抜粋」が添付されており、本件処分2により公開されている。

カ 処分庁の主張によると、「電算作業スケジュール表」については、平成25年度より運用され、この時点では事務上必要ではない。」とのことであり、そもそも存在しないものである。

キ 以上のことから、平成23年度については、本件処分2により公開された公文書に加えて、「様式第1号」も本件請求に係る公文書として公開すべきである。

### (3) 平成24年度について

ア 平成24年度については、「起案用紙（決裁鑑）」、「自衛隊からの依頼書」、「様式第1号」、「様式第4号」、「抽出様式」、「自衛隊への回答書（写し）」、「自衛隊からの受領書」が公開されている。

イ 「文書登録票」は、決裁文書一式の中には見当たらなかった。「文書登録票」は、受領印に代わる收受日を示すものであり、受領印が無く「文書登録票」が存在しないのであれば、その旨の不存在決定を行うべきである。

ウ 平成24年度からは、依頼された対象者情報が大学生まで拡大されており、したがって、抽出年代等の基幹システム改修が必要となるため「様式第1号」による依頼が必要であり、本件処分2により公開されている。



エ 「様式第4号」については個人情報を取り扱う新規事務開始時に必要となるが、自衛官募集適齢者の抽出事務は平成23年度から開始している事務であるため、本来作成する必要が無いものであるが、その理由は不明だが実際には作成されており、本件処分2により公開されている。

オ 「抽出様式」は、決裁文書一式の中には見当たらなかった。しかし、「抽出様式」は特に作成しなくても良いものであることから、平成24年度は作成されなかったであろうと推測される。

カ 処分庁の主張によると、「電算作業スケジュール表」については、平成25年度より運用され、この時点では事務上必要ではない。」とのことであり、そもそも存在しないものである。

キ 以上のことから、平成24年度については、本件請求に係る公文書のうち存在するのは、すべて公開されていると認められる。しかし、「文書登録票」については、該当する公文書が存在しないのであれば、不存在決定を行うべきであると判断する。

#### (4) 平成26年度について

ア 平成26年度については、「起案用紙（決裁鑑）」、「自衛隊からの依頼書」、「電算作業スケジュール表」、「様式第1号」、「様式第4号」等が公開されている。

イ 「文書登録票」は、決裁文書一式の中には見当たらなかった。「文書登録票」は、受領印に代わる收受日を示すものであり、受領印が無く「文書登録票」が存在しないのであれば、その旨の不存在決定を行うべきである。

ウ 処分庁の主張によると、「自衛隊から平成26年10月3日に高校生情報及び大学生情報の自衛官募集適齢者情報の提供依頼があった。併せて、同日付けで中学生情報の閲覧として「住民基本台帳閲覧請求書」が提出された。処分庁は、自衛官募集事務を法定受託事務として行っていることもあり、常日頃より自衛隊との窓口及び連絡役となっている。そのため、閲覧請求があった中学生情報を含め、「様式第1号」「様式第4号」「電算作業スケジュール表」により情報管理課に抽出依頼を行った。その後、適齢者情報の提供用データと合わせて抽出した中学生情報をプリントアウトし、処分庁の執務室内で、自衛隊職員による書き写しが行われた。」とのことであった。

エ そのため、決裁文書一式の中に「住民基本台帳閲覧請求書」が含まれており、本件処分2により公開されている。

オ 住民基本台帳の閲覧は、処分庁の所掌事務ではないことから、不適切な事務処理であったことは処分庁も自認している。

カ 上記の事情により、「自衛隊からの依頼書」における抽出対象年代は高校生情報及び大学生情報であったことから、情報管理課に中学生情報の削除依頼を行う事務処理を行うべきところ、それを省略した事務処理が行われたことが認められる。

キ 本来、抽出対象年代の変更・追加処理が無いのであれば、基幹システム改修の必要はなく「様式第1号」を作成する必要が無いものであるが、その理由は不明だが、実際には作成されており、本件処分2により公開されている。

- ク 「様式第4号」については個人情報を取り扱う新規事務開始時に必要となるが、自衛官募集適齢者の抽出事務は平成23年度から開始している事務であるため、本来作成する必要が無いものであるが、その理由は不明だが実際には作成されており、本件処分2により公開されている。
- ケ 処分庁から抽出対象年代の異なる「様式第1号」と「様式第4号」が提出されたが、抽出対象年代の変更・追加がなく、情報管理課において基幹システムの抽出年代等を改修する必要がなかったため、「電算作業スケジュール表」により従来どおりの抽出作業が行われたと推測される。そのため、「様式第4号」の誤りは抽出作業に影響しなかった。
- コ 「自衛隊への回答書（写し）」及び「自衛隊からの受領書（原本）」については、本来作成あるいは收受され保管されているべきものであるが、処分庁に公文書の存否状況を確認したところ、決裁文書一式には添付されておらず、その後の処分庁の検索においても発見されなかった。文書の紛失等が疑われるが、検索等によっても当該公文書が発見されない以上、不存在として取り扱わざるを得ないと考える。
- サ 「抽出様式」は決裁文書一式の中には見当たらなかった。しかし、「抽出様式」は特に作成しなくても良いものであることから、平成26年度は作成されなかったであろうと推測される。
- シ 以上のことから、平成26年度については、本件請求に係る公文書のうち存在するのは、すべて公開されていると認められる。しかし、「文書登録票」及び「回答書（写し）」、「受領書（原本）」については、該当する公文書が存在しないのであれば、不存在決定を行うべきであると判断する。
- (5) 平成27年度について
- ア 平成27年度については、「起案用紙（決裁鑑）」、「文書登録票」、「自衛隊からの依頼書」、「電算作業スケジュール表」、「自衛隊への回答書（写し）」、「自衛隊からの受領書」が公開されている。
- イ 処分庁の主張によると、「自衛隊から平成27年9月14日に大学生情報、平成27年12月16日に高校生情報に係る自衛官募集適齢者情報の提供依頼があった。そのため、これまで抽出していた中学生情報が不要となり、基幹システムの改修を行う処理として、「様式第1号」を情報管理課に提出する必要がある。しかし、システム改修に係る経費面を考慮し、情報管理課との内部調整の結果、電子媒体への書き込み時に情報管理課職員が不必要な情報を削除するという実務上の運用を行うことになった。」とのことであった。
- ウ 平成27年度は自衛隊からの提供依頼が2回あり、そのため大学生情報と高校生情報それぞれについて「起案用紙（決裁鑑）」、「自衛隊からの依頼書」、「自衛隊への回答書（写し）」が存在する。しかし、事務処理がまとめて行われていることから、「電算作業スケジュール表」及び「自衛隊からの受領書」がひとつしか存在しないのは理解できる。

エ また、上記の事情からすると、抽出年代等の基幹システム改修が必要となるため「様式第1号」が、本来は作成されるべきであるにもかかわらず、実際には作成されなかったことも理解できる。

オ 「抽出様式」は決裁文書一式の中には見当たらなかった。しかし、「抽出様式」は特に作成しなくても良いものであることから、平成27年度は作成されなかったであろうと推測される。

カ 以上のことから、平成27年度については、本件請求にかかる公文書はすべて公開されていると認められる。

#### (6) 平成28年度について

ア 平成28年度については、本件処分2の時点では「自衛隊からの依頼書」が存在するのみであった。

イ 「文書登録票」は見当たらなかった。「文書登録票」は、受領印等に代わる收受日を示すものであり、受領印が無く「文書登録票」が存在しないのであれば、その旨の不存在決定を行うべきである。

ウ 以上のことから、平成28年度については、本件請求に係る公文書のうち存在するものは、すべて公開されていると認められる。しかし、「文書登録票」については、該当する公文書が存在しないのであれば、不存在決定を行うべきであると判断する。

## 5 結論

したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその他の主張については、いずれも本件処分に係る当審査会の判断を左右するものではない。

## 第6 附帯意見

なお、当審査会として、伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第2条第3項の規定に基づき、以下のとおり意見を付記する。

文書の適切な管理・保存は、情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるための大前提であり、保存すべき文書の紛失、誤廃棄はあってはならないことである。本件でそのような事実があったことは極めて遺憾であり、文書管理が杜撰であると言わざるを得ず、今後このようなことがないよう、適切な文書管理の徹底を望む。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員

別表1（本件処分2により処分庁が公開した文書）

【平成23年度】

文書内容		
1	決裁鑑	平成23年12月14日付け伊市ま相第63号「起案用紙」
2	文書登録票	平成23年12月14日付け伊市ま相第63号「文書登録票」
3	自衛隊からの依頼書	平成23年11月25日付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について（依頼）」
4	様式第4号	平成24年2月21日付け「データ・ファイル使用依頼書」
5	抽出様式	「自衛隊募集適齢者データ抽出様式」
6	自衛隊への回答書(写し)	平成23年12月19日付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について（回答）」
7	自衛隊からの受領書	平成24年4月24日付け「受領書」
8	関係法令資料	「自衛隊法」、「自衛隊法施行令」

【平成24年度】

文書内容		
1	決裁鑑	平成24年10月5日付け伊市ま相第54号「起案用紙」
2	自衛隊からの依頼書	平成24年10月2日付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について（依頼）」
3	様式第1号	平成24年10月24日付け「電子計算処理依頼について」
4	様式第4号	平成24年10月24日付け「データ・ファイル使用依頼書」
5	抽出様式	「自衛隊募集適齢者データ抽出様式」
6	自衛隊への回答書(写し)	平成24年10月付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について（回答）」
7	自衛隊からの受領書	平成24年11月6日付け「受領書」

【平成26年度】

文書内容		
1	決裁鑑	平成26年10月23日付け伊市ま相第135号「起案用紙」
2	自衛隊からの依頼書	平成26年10月3日付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について（依頼）」
3	スケジュール表	平成26年11月分「月別電算作業スケジュール表」
4	様式第1号	平成26年10月24日付け「電子計算処理依頼について」
5	様式第4号	平成26年10月24日付け「データ・ファイル使用依頼書」
6	住民基本台帳閲覧申請書	平成26年10月3日付け「住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書」

【平成27年度】

文書内容		
1	決裁鑑	平成27年9月17日付け伊市ま相第122号「起案用紙」
		平成27年12月16日付け伊市ま相第175号「起案用紙」
2	文書登録票	平成27年9月17日付け伊市ま相第122号「文書登録票」
		平成27年12月16日付け伊市ま相第175号「文書登録票」
3	自衛隊からの依頼書	平成27年9月14日付け 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」
		平成27年12月16日付け 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」
4	スケジュール表	平成27年12月分「月別電算作業スケジュール表」
5	自衛隊への回答書(写し)	平成27年9月28日付け 「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提供について（回答）」
		平成27年12月16日付け 「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者情報の提供について（回答）」
6	自衛隊からの受領書	平成27年12月17日付け「自衛官募集適齢者情報受領書」

【平成28年度】

文書内容		
1	自衛隊からの依頼書	平成28年9月20日付け 「自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（依頼）」

別表2（不存在とすべき公文書）

【平成22年度】自衛隊からの提供依頼がなかったため文書不存在

【平成24年度】

文書内容	
1	文書登録票

【平成25年度】

文書内容	
1	決裁鑑
2	自衛隊からの依頼書(正式のもの)
3	自衛隊への回答書(写し)
4	自衛隊からの受領書

【平成26年度】

文書内容	
1	文書登録票
2	自衛隊への回答書(写し)
3	自衛隊からの受領書

【平成28年度】

文書内容	
1	文書登録票

別表3（公開すべき公文書）

【平成23年度】

文書内容		
1	様式第1号	平成24年2月21日付け「電子計算処理依頼について」

【平成25年度】

文書内容		
1	自衛隊からの依頼書 (複写)	平成25年9月27日付け 「自衛官募集適齢者情報の提供について(依頼)」
2	スケジュール表	平成25年10月分「月別電算作業スケジュール表」